

新潟県条例第41号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イの地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第5号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）<u>及び同号の特定業務児童福祉施設（以下「特定業務児童福祉施設」という。）</u>を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の課税の免除又は不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(移転型事業を実施する者に対する事業税等の課税免除)</p> <p>第1条の3 知事は、認定事業者（移転型事業を実施する者に限る。）に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設<u>及び特定業務児童福祉施設</u>（移転型事業に係るものに限る。次号において同じ。）の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税</p> <p>(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設<u>及び特定業務児童福祉施設</u>の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産を事業の用に供することができることとなった日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以後3箇年度に当該償却資産に対して課する固定資産税</p> <p>(拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、認定事業者（拡充型事業を実施する者に限る。）に対し、次の各号に掲げる県税につ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イの地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第5号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の課税の免除又は不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(移転型事業を実施する者に対する事業税等の課税免除)</p> <p>第1条の3 知事は、認定事業者（移転型事業を実施する者に限る。）に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設（移転型事業に係るものに限る。次号において同じ。）の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税</p> <p>(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産を事業の用に供することができることとなった日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以後3箇年度に当該償却資産に対して課する固定資産税</p> <p>(拡充型事業を実施する者に対する事業税等の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、認定事業者（拡充型事業を実施する者に限る。）に対し、次の各号に掲げる県税につ</p>

いて、県税条例第31条、第34条、第41条、第77条並びに附則第17条及び第18条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。

(1) (略)

(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設及び特定業務児童福祉施設（拡充型事業に係るものに限る。次号において同じ。）の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率

(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設及び特定業務児童福祉施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア～ウ (略)

いて、県税条例第31条、第34条、第41条、第77条並びに附則第17条及び第18条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。

(1) (略)

(2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設（拡充型事業に係るものに限る。次号において同じ。）の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率

(3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率

ア～ウ (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。